1．⑶⑦ロ(ｲ)のうち、
「表中１，２及び４」を「表中１及び２並びに４から７まで」に改める。
1．⑶⑦ロ(ﾊ)のうち、
「表中５」を「表中８」に改める。
1．⑶⑯ヌ(ﾆ)(b)のうち、
「東京外環自動車道の川口西インターチェンジから三郷南インターチェンジまで」を「東京外環自動車道の川口西インターチェンジから松戸インターチェンジまで」に改める。
1．⑶⑯ヌ(ﾆ)(c)のうち、
「東京外環自動車道の草加インターチェンジから三郷南インターチェンジまで」を「東京外環自動車道の草加インターチェンジから高谷ジャンクションまで」に改める。
当該変更については、平成30年６月２日から適用する。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成30年６月２日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成30年６月１日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕

記

1　記〔４〕一．(5)(ﾛ)表H中「一般国道14号」を「一般国道14号（京葉道路）」に改める。

2　記〔４〕一．(5)(ﾛ)中

「表Ⅰ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
千鳥町、浦安、舞浜、葛西	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	21.5㎞

」を

「表Ⅰ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
高谷ジャンクション、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	21.5㎞

」に改める。

3　記〔４〕一．(8)(ﾛ)中「③」を「④」に、「(F)に掲げるジャンクション」を「(F)に掲げるジャンクション又は首都高速道路株式会社が管理する出入口等」に、「④」を「⑤」に改める。

4　記〔４〕一．(8)(ﾊ)中④を⑤とし、④として次を加える。

④	一般国道14号（京葉道路）	京葉ジャンクションから三郷ジャンクションまで	三郷ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.3㎞	一般国道14号（京葉道路）及び都道首都高速７号線との接続部

5　記〔４〕一．(8)の次に(9)として次を加える。

(9)　首都高速道路企画割引（都心流入割引）については、次のとおりとする。

(ｲ)　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、午前４時から翌日午前０時までの間に記(ﾛ)①又は②の要件を満たす通行をしたＥＴＣ車とする。ただし、障害者割引適用自動車を除く。

(ﾛ)　割引内容

①　記(ﾊ)の表Ａの(A)に掲げる出入口等と(B)に掲げる出入口等の組合せで通行した場合に、記〔２〕一．(2)に定める利用１回に対して課する固定額から表中①から⑦についてそれぞれ(C)に掲げる額を減じるものとする。

②　記(ﾊ)の表Ｂの(A)に掲げる東日本高速道路株式会社が管理する道路、(B)に掲げる東日本高速道路株式会社が管理する区間及び(C)に掲げるジャンクションを連続して通行し、(D)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する出入口等を利用した場合に、記〔２〕一．(2)に定める利用１回に対して課する固定額から記(ﾊ)の表Ａの①(C)に掲げる額を減じるものとする。

(ﾊ)　適用区間

表Ａ

	(A)	(B)	(C)	
			軽自動車等	普通車及び中型車
①	一般国道14号（京葉道路）及び都道首都高速７号線との接続部	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	37.04円	9.26円
②	一之江	京橋、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸（軽自動車等に限る。）、常盤橋、八重洲、丸の内、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（白魚橋を除く。）	37.04円	9.26円
③	小松川	京橋、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、常盤橋、八重洲、丸の内、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（白魚橋を除く。）	37.04円	9.26円
④	錦糸町	京橋、汐留、代官町、常盤橋、八重洲、丸の内、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（白魚橋を除く。）	37.04円	9.26円
⑤	一之江	銀座	27.78円	
⑥	一之江	新富町及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（白魚橋に限る。）	18.52円	
⑦	錦糸町	飯倉	9.26円	